

紀美野町山の家おいし条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 124 号

(設置)

第 1 条 県立自然公園生石高原の豊かな自然条件を活用し、快適な憩いの場を提供することにより、登山者の健康増進と様々な交流による町の活性化を図り、もって生石高原の維持管理に供するため、山の家おいしを設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 山の家おいしの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
紀美野町山の家おいし	紀美野町中田 899 番地 29

(事業)

第 3 条 紀美野町山の家おいし(以下「山の家おいし」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 山の家おいしの維持管理に関すること。
- (2) 山の家おいしにおける飲食品及び特産物等の販売に関すること。
- (3) 山の家おいし周辺の維持管理に関すること。

(営業期間)

第 4 条 山の家おいしの営業期間は、毎年 4 月 1 日から 11 月 30 日までの 8 箇月間とする。ただし、町長において必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(営業時間)

第 5 条 山の家おいしの営業時間は、午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分までとする。ただし、町長において必要があると認めたときは、これを変更することができる。

(委託販売料金)

第 6 条 山の家おいしにおける特産物等委託販売料金は、委託者と協議の上、町

長が定める。

(指定管理者による管理)

第 7 条 山の家おいしの管理は、法人その他の団体であって町長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 町長は、指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 3 条の事業を行わせるものとする。

3 指定管理者に行わせる業務の範囲は、次に掲げるとおりとする。

(1) 山の家おいしの施設及び設備の維持管理に関する業務

(2) 山の家おいしの利用に関する業務

(3) 周辺設備の維持管理

(4) 自然公園内の観光資源確保と危険防止の監視

(5) その他町長が必要と認める業務

4 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、第 4 条から第 6 条までの規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

5 指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、指定管理者は、営業期間及び営業時間について、あらかじめ町長の承認を得てこれを定めるものとする。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の野上町山の家おいし条例(平成 17 年野上町条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。